

平成26年度事業計画案

- 基本方針**
1. 一般財団法人としての機関運営はコンプライアンスを基本とし定款の規定に従います。
 2. 公益目的事業の継続のため、収益事業の安定経営に務めます。
 3. 教職員が教育に専念できる環境づくりとして、教職員を支える「福利厚生関係団体」相互の連携を図ります。

1. 会館の財政・管理運営について

- (1) 一般財団法人熊本県教育会館への移行趣旨を基に、定款に従った機関運営を行います。そのため、教育会館を設立した両教職員組合をはじめ、教職員の諸団体や行政当局との連絡を密に行いながら適正な事業執行に努めます。
- (2) 公益事業会計と収益事業会計の区分経理を行い、事業収入と管理経費の適正化を図ります。また、長期的な公益事業の継続のための事業環境を作ります。
- (3) 個人情報保護の重要性を踏まえ、法令およびその他の規範に基づき、個人情報を適切に取り扱うようにします。
小中学校教職員を主な対象として昨年10月1日に設立した「熊本県教職員厚生情報センター」は3月から利用代金の収納業務を始めました。個人情報の適正管理や教育関係者の利便性の向上等を図るため、必要に応じて加盟団体や関係団体との協議を行いながらセンターの運営体制を構築していきます。
- (4) 教育会館の安全管理のため、関係機関と連絡を密に行い保守体制を堅持します。また、熊本市中央区九品寺自治会の「地域指定一時避難場所」の指定を受け、災害時に地域住民に施設の一部を提供できる体制を整えます。
会館の今後の改修計画については「大規模改修委員会」で協議を行い、1～2年をめぐりに将来の会館維持体制を確立します。当面、改修資金の積み立てを進めます。
- (5) 「教育会館ニュース」を発行し、教育会館設立の目的や現状を全教職員に知らせます。また、教育会館ホームページを活用して、情報の開示と発信に努めます。

2. 福祉共済事業について

- (1) 会館共済を継続します。団体保険としての「更新」手続きについては、更新時期（キャンペーン）の対応が教職員にとって「分かりやすく、手続きしやすい」ものとなるように改善します。
また、平成26年度は30次募集の節目の年となりますので、感謝の気持ちをこめた記念キャンペーンを展開します。
- (2) 熊本県下の教育関係者の要望をもとに、制度検討を進めます。

3. 教育文化事業について

- (1) 図書寄贈を継続します。寄贈校の選定にあたっては、制度検討委員会を開催し決定します。
- (2) 県下の教職員のため、メンタルヘルス「こころゆったり講座」を8月11日（月）、育児休業者現場復帰支援「カムバックセミナー」を11月12日（水）に、「パパママひろば」を原則毎月第2水曜日に開催します。
また、教育会館周辺の地域住民対象の「ヨガ教室」を原則毎月第1木曜日（午前）第3木曜日（夜）開催します。
- (3) 熊本県下の児童・生徒のための『会館寄席（学校寄席）』を11月26日（水）27日（木）28日（金）に、また教職員のための『会館寄席（ホール寄席）』を29日（土）に開催します。
- (4) 「県かるた協会」「日本将棋連盟熊本県支部」の活動に協賛し、会場の提供等を行います。
- (5) NPO法人「ハートラインくまもと」の子ども電話相談活動を支援します。また、教職員の電話相談室「レモンガラス」を継続します。
- (6) 教育会館ロビーを活用した「アートのひろば」を継続します。